令和８年１１月２５日
報　道　発　表　資　料
川崎市（健康福祉局）

「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和７年度版）」を公表します

川崎市では、令和７年度における川崎市自殺対策総合推進計画（以下「計画」という。）の進捗状況について、川崎市自殺対策の推進に関する報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめました。

本市では、平成２５年１２月に川崎市議会において制定された「川崎市自殺対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、自殺総合対策を推進しています。

この度、令和７年度の本市における自殺の概要及び計画の進捗状況並びに目標の達成状況の評価について、報告書として取りまとめました。本市の自殺死亡率は、計画策定以降、減少傾向を維持していましたが、令和元年以降は増減を繰り返しており、令和７年度は前年と比べ減少しています。庁内外の関係機関・団体の多岐にわたる取組が実施され、総合的な自殺対策が推進されており、また、取組に影響を与えた社会情勢とその影響についても取りまとめています。

１　「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和７年度版）」の構成

第１章　川崎市における自殺の概要
第２章　川崎市における自殺対策の基本的な枠組み
第３章　令和７年度の自殺対策の実施状況
第４章　令和７年度における目標の達成状況と評価

二次元コード

２　公表方法

令和8年１１月２５日（水）から、川崎市ホームページに掲載いたします。
https://www.city.kawasaki.jp/templates/prs/350/0000191783.html

３　報告書の特徴及び内容

（１）本報告書は、条例に基づき、議会への提出及び公表が定められています。また、外部の専門家を含む「川崎市自殺対策評価委員会」等の意見をもとに作成をしています。
（２）自殺対策に係る体系的な報告書として、計画の数値目標（定量的目標）の達成状況に限らず、計画の進捗状況等について数値だけでは表せない側面（定性的目標）からも評価を行っています。
（３）自殺対策の実施状況におきましては、社会情勢等の変化による影響も踏まえつつ、庁内外の関係機関・団体との連携のもと、多岐にわたる取組を推進し、総合的な対策を実施しています。
（４）定量的な目標については、令和６年から令和１１年の自殺死亡率の平均により達成状況と評価を行っていくため、引き続き自殺関連統計の分析を通じて、自殺の実態把握に取り組んでいきます。
（５）定性的な目標については、全体的・選択的・個別的予防介入の３つの段階に対応した自殺対策を展開し、地域に応じた総合的な対策の推進を図りました。

問合せ先
川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課　山寺
電話　044-200-2430　内線３３９０１